○国家公安委員会規則第五号

警察庁組織令の一部を改正する政令（令和三年政令第八十四号）及び警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第二十五号）の施行に伴い、警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

警察庁の定員に関する規則等の一部を改正する規則

（警察庁の定員に関する規則の一部改正）

第一条　警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（警察庁の定員）

第一条　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。

区分		定員	備考
内部部局	長官官房	四四四人	警察庁長官、次長各一人を含む。
	生活安全局	二四六人	うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	刑事局	三六二人	
	組織犯罪対策部	三一七人	組織犯罪対策部の定員を除く。
	交通局	一八四人	
	警備局	二二二人	
	外事情報部	二六九人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
	警備運用部	一三三人	
	情報通信局	三九三人	
	計	二、五七〇人	うち、一、四五二人は、警察官とする。
附属機関	警察大学校	一八八人	
	科学警察研究所	一二八人	
	皇宮警察本部	九八〇人	うち、九四〇人は、皇宮護衛官とする。
	計	一、二九六人	うち、七七人は、警察官とし、九四〇人は、皇宮護衛官とする。
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一六五人	うち、六六一人は、警察官とする。
合計		八、〇三一人	うち、二、一九〇人は、警察官とし、九四〇人は、皇宮護衛官とする。

改正前

（警察庁の定員）

第一条　［同上］

区分		定員	備考
内部部局	長官官房	四二六人	警察庁長官、次長各一人を含む。
	生活安全局	二五三人	うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	刑事局	三八〇人	
	組織犯罪対策部	三〇三人	組織犯罪対策部の定員を除く。
	交通局	一八一人	
	警備局	二二一人	
	外事情報部	二六八人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
	警備運用部	一三一人	
	情報通信局	三七〇人	
	計	二、五三三人	うち、一、四四一人は、警察官とする。
附属機関	警察大学校	一八八人	
	科学警察研究所	一二八人	
	皇宮警察本部	九七二人	うち、九三二人は、皇宮護衛官とする。
	計	一、二八八人	うち、七七人は、警察官とし、九三二人は、皇宮護衛官とする。
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一七四人	うち、六六一人は、警察官とする。
合計		七、九九五人	うち、二、一七九人は、警察官とし、九三二人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。